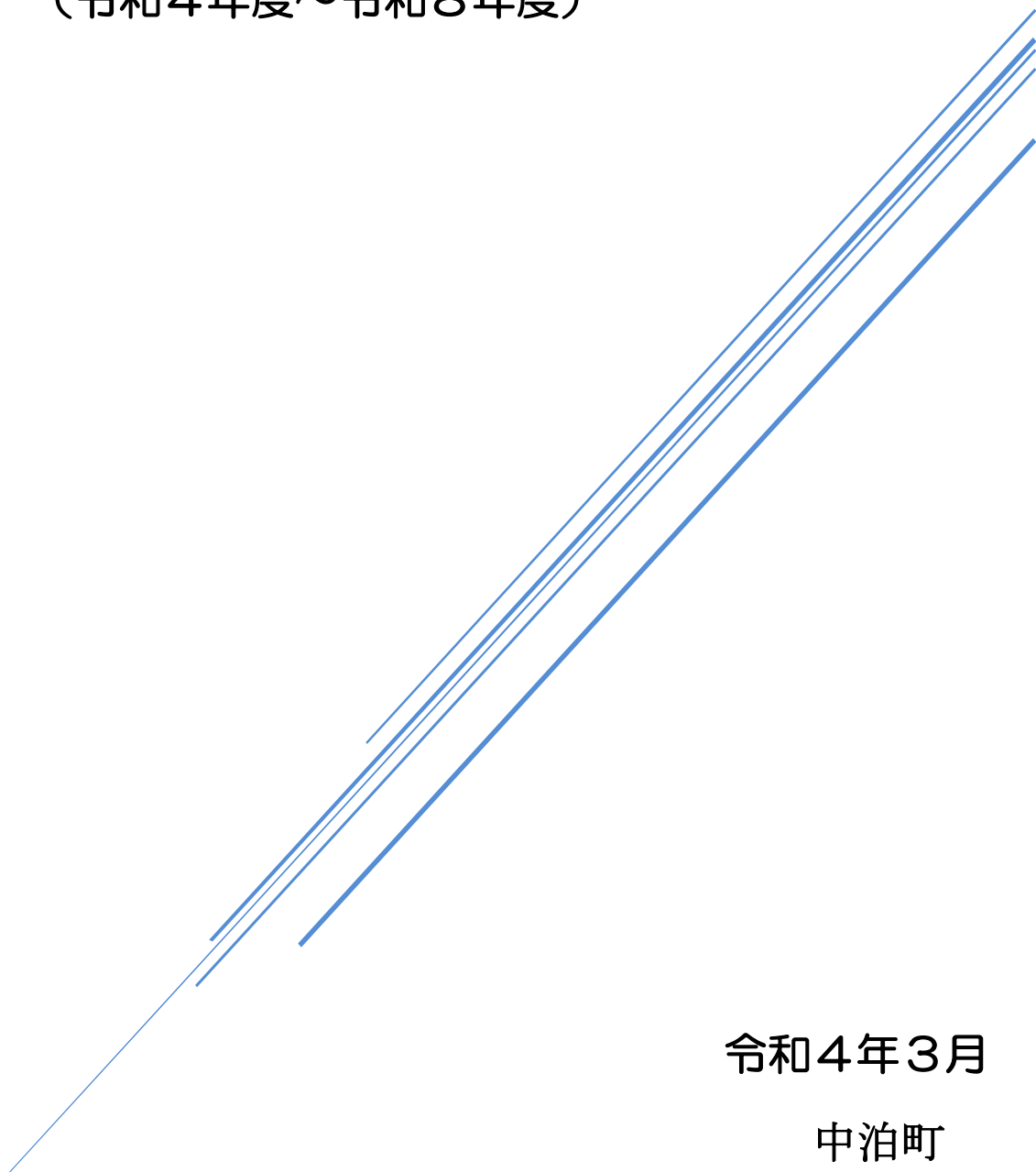


中泊町

第4次障がい者計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

中泊町

はじめに

本町では、平成29年3月に、平成30年度から5年間を計画期間とする「中泊町第3次障がい者計画」を策定し、互いに尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら社会参加のできるまちづくりを目指して、障がい者に関する各種施策を推進して参りました。



今回の「中泊町第4次障がい者計画」は「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」など、これまでの本町における障がい者施策の状況や課題の改善を目的として、障がい者施策の基本的方向を示したものであり、障がいのありなしに関わらず、町民一人一人がお互いに尊重し合いながら日々生活できるよう、そのニーズに応じた施策を展開していくために策定いたしました。

今般のコロナウイルス感染症の影響により、人と人との間に距離をとる生活様式の変化が求められる一方で、人と人のつながりは強くある必要があります。今後も必要とする人たちにしっかりと支援が届くようより一層努力して参りますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見やご提言を賜りました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

中泊町長 **濱 舘 豊 光**

目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画期間.....	3
4	計画の推進.....	4

第2章 障がいのある人の状況について

1	中泊町の概況.....	5
	（1）人口・世帯.....	5
	（2）産業構造.....	6
2	障がい者の状況.....	7
	（1）年齢別手帳交付状況.....	7
	（2）身体障害者手帳の交付状況（障がい種別）.....	8
	（3）知的障害者療育手帳の交付状況.....	8
	（4）精神障害者保健福祉手帳の交付状況.....	9
3	障害支援区分別認定者数.....	10
4	障害福祉サービスの利用状況.....	11
	（1）障害福祉サービスの状況.....	11
5	難病患者等の状況.....	13
6	地域資源.....	14
	（1）障がい者（児）施設および障害福祉サービス事業者.....	14
	（2）教育環境.....	14

第3章 障がい者計画

1	計画の基本方向.....	15
	(1)基本理念（障がい者施策における基本的な考え方）.....	15
	(2)基本目標と主な取組み.....	16
2	施策の展開.....	19
	(1)基本目標と主な取組み.....	19
	付属資料.....	24
	参考資料1 中泊町地域福祉施策推進協議会設置要綱	
	参考資料2 中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会名簿	

障害と障がいとの表記について

- ・本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとしています。
- ・ただし、法令・条例や福祉制度の名称、固有名詞が「障害」となっている場合や文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」としています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

町では、障がいのある人が地域社会で自立した生活をおくれるよう、その人らしく安心・豊かな生活を送ることができる環境づくりの実現を目指し、平成29年3月「中泊町第3次障がい者計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、国においては、「共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援すること」を基本理念とした「第4次障害者基本計画」が平成30年3月に策定されているほか、平成30年4月には「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障害福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

青森県では令和2年3月に意思疎通手段利用促進条例（障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例）を、同年7月には手話言語条例を制定し、障がいのある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進め、令和3年3月に「第3次青森県障害者計画」別冊として示しています。

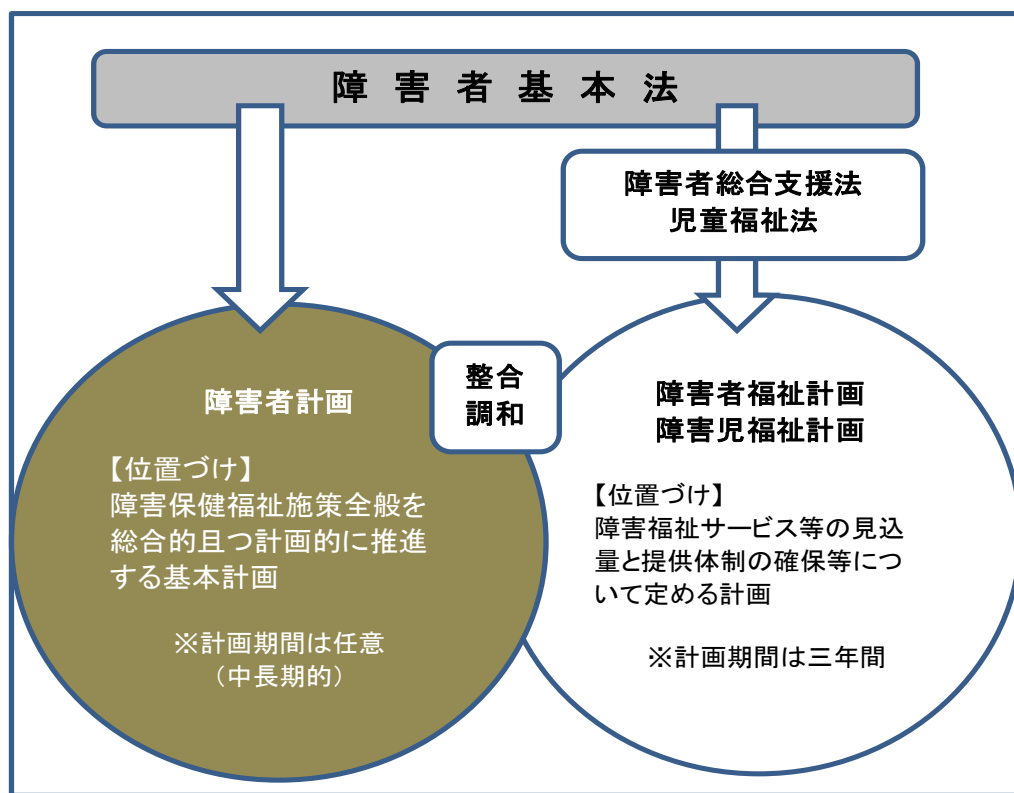
このように、障がいのある人を取り巻く環境は日々変化しています。

「中泊町第4次障がい者計画」は、そうした変化に対応しつつ、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」など、これまでの本町における障がい者施策の状況や課題の改善を目的として、策定するものであります。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が策定しなければならない障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

なお、この計画は、「第2次中泊町長期総合計画」に掲げる施策である「地域の支えで自立をめざせるまち」及び「地域でともに支え合うまち」の施策を推進するための分野別計画として位置付けるとともに、同じく分野別計画に位置付けられている「第2次中泊町地域福祉計画」などと相互に連携しながら取り組んでいくこととします。



(参考)

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画期間

第4次障がい者計画は、中長期的な障がい者施策を一貫した方針で進めるために、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として策定することとします。

H 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
第2次障がい者計画														
					第3次障がい者計画									
										第4次障がい者計画				
障がい福祉計画・障がい児福祉計画														
第3期障がい福祉計画														
			第4期障がい福祉計画											
					第5期障がい福祉計画									
					第1期障がい児福祉計画									
									第6期障がい福祉計画					
									第2期障がい児福祉計画					

- 第2次中泊町長期総合計画後期（令和3年度～令和7年度）
- 第2次中泊町地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）

4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、町民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直すなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

1 当事者ニーズの把握と反映

当事者である障がいのある人や家族などのニーズを把握する機会や場を設け、当事者のニーズを反映したより効果的な障がい者施策を進めていきます。

2 地域や関係機関等との連携

障がいのある人の地域生活支援や就労支援、障がいへの理解の醸成のために、サービス提供機関、ボランティア団体、地域の関係者、障がい者団体等との連携を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・雇用関係機関等との連携を強化し、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ります。

3 「中泊町第6期障がい福祉計画」等との連携

本計画は、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の種類や必要な量の見込み、提供体制の確保については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び児童福祉法に基づく「中泊町第6期障がい福祉計画・中泊町第2期障がい児福祉計画」のほか、「第2次中泊町地域福祉計画」、など、障がいのある人に関連する他の分野別計画との連携を図りながら取り組んでいくこととします。

4 施策の評価・検証等

「中泊町地域福祉施策推進協議会」において、継続的に計画の進捗状況の評価及び検証を行い、必要に応じて計画を見直します。

第2章 障害のある人の状況について

1 中泊町の概況

(1) 人口・世帯

総人口の推移をみると、平成7年から一貫して減少し続けており、令和2年10月現在で9,657人となっています。

世帯数も減少傾向にあり、25年間で614世帯減って令和3年10月現在で3,870世帯となっています。また、核家族化の進行による世帯の小規模化が進み、1世帯あたり人数が減少し続けています。

図表-1. 人口・世帯数等の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	人	15,998	15,325	14,184	12,743	11,187	9,657
世帯数	世帯	4,484	4,569	4,461	4,370	4,118	3,870
1世帯あたり人数	人	3.57	3.35	3.18	2.92	2.72	2.50

(資料：国勢調査)

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口(65歳以上)は増加し続け、令和2年には4,289人、高齢化率が44.4%まで上がっています。

年少人口(14歳以下)は年々減少し、20年前の4割以下と、全体的に占める割合も大きく低下してきており、少子・高齢化が加速している傾向がみられます。

図表-2. 年齢3区分別人口の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0-14歳)	人	2,638	2,139	1,682	1,277	960	756
	%	16.5	14	11.9	10	8.6	7.8
生産年齢人口 (15-64歳)	人	10,280	9,536	8,430	7,257	5,921	4,612
	%	64.3	62.2	59.4	57	53	47.8
高齢者人口 (65歳以上)	人	3,080	3,650	4,072	4,209	4,283	4,289
	%	19.3	23.8	28.7	33	38.4	44.4

(資料：国勢調査)

(2) 産業構造

本町の産業構造を就業人口で見ると、第一次産業従事者は減少傾向にあるものの、平成27年で23.9%と高い割合を占めており、本町の基幹産業となっています。

総人口および就業人口が減少するなか、第二次産業従事者は横ばい、第三次産業従事者は増加傾向にあり、第一次産業からの転換が進んでいることがうかがえます。

図表-3. 産業別就業人口の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	人	2,249	1,729	1,520	1,389	1,122
	%	30.7	25.1	26.3	26.7	23.9
第二次産業	人	2,469	2,728	1,745	1,433	1,322
	%	33.7	39.5	30.2	27.5	28.2
第三次産業	人	2,408	2,440	2,517	2,382	2,251
	%	32.9	35.4	43.5	45.8	47.9

※分類不能な産業従事者がいるため、合計が就業人口と合わない場合があります。

(資料：国勢調査)

(参考)

第一次産業：農業、林業、漁業

第二次産業：製造業、建設業、鉱業

第三次産業：第一次産業にも第二次産業にも分類されない産業

(情報通信、金融、運輸、小売、サービス業など)

2 障がい者の状況

(1) 年齢別手帳交付状況

年齢別（18歳未満、18歳以上）の手帳交付者数のうち身体障がい者の18歳未満の保持者数は横ばいとなっていますが、18歳以上の保持者数は減少傾向となっています。知的障がい者については18歳未満、18歳以上の保持者数はともに横ばいとなっていますが、精神障がい者の保持者数が平成28年度は103人（0.9%）に対し、平成30年度113人（1.0%）、令和2年度119人（1.1%）と増加傾向にあります。

図表-1. 身体・療育・精神手帳保持者 18歳未満、18歳以上、総人口の推移

区分	年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	18歳未満	4	3	3	3	3
		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	18歳以上	567	554	534	522	519
		5.5%	5.5%	5.4%	5.4%	5.5%
合計	571	557	537	525	522	
		4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	5.0%
愛護(療育)手帳	18歳未満	15	12	11	5	8
		1.2%	1.0%	1.0%	0.5%	0.8%
	18歳以上	98	101	99	98	97
		0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
合計	113	113	110	103	105	
		1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
精神障害者 保健福祉手帳	合計	103	112	113	115	119
		0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%

令和3年3月31日現在（単位：人）

(2) 身体障害者手帳の交付状況（障がい種別）

人口減少に伴い手帳所持者数は減少しつつありますが、平成28年度から令和2年度までを比較し、肢体不自由が5年前と変わらず、全体の約半数を占めています。

経年の推移を見ると内部障害に増加傾向が見られますが、他の部位については全体的に減少傾向となっています。

図表-2. 身体障害者手帳の交付状況

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	43	7.5	38	6.8	41	7.6	38	7.2	36	6.9
聴覚・平衡機能障害	50	8.8	48	8.6	49	9.1	46	8.8	44	8.4
音声・言語機能障害	7	1.2	6	1.1	7	1.3	7	1.3	8	1.5
肢体不自由	276	48.3	264	47.4	240	44.7	234	44.6	228	43.7
内部障害	195	34.2	201	36.1	200	37.3	200	38.1	206	39.5
合計	571	100	557	100	537	100	525	100	522	100

令和3年3月31日現在（単位：人、%）

(3) 知的障害者療育手帳の交付状況

療育手帳保持者数は、令和3年3月31日現在で18歳未満の障がい児が8人（7.6%）、18歳以上の障がい者が97人（92.4%）と、全体で105人となっています。

障がい程度別にみると、程度の重い「A」の方が43人、程度の軽い「B」の方が62人で、程度Bが多くなっています。

図表-3. 療育手帳の交付状況

区分		平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	児	3	2	5	2	1	3	3	1	4	1	0	1	1	0	1
	者	27	20	47	27	21	48	24	21	45	23	20	43	22	20	42
	計	30	22	52	29	22	51	27	22	49	24	20	44	23	20	43
B	児	6	4	10	5	4	9	4	3	7	3	1	4	5	2	7
	者	34	17	51	37	16	53	37	17	54	38	17	55	38	17	55
	計	40	21	61	42	20	62	41	20	61	41	18	59	43	19	62
合計		70	43	113	71	42	113	68	42	110	65	38	103	66	39	105

令和3年3月31日現在（単位：人）

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年3月31日現在で119人となっています。平成28年度からの5年間で16人増え増加傾向となっています。

等級別にみると、1級が40人(33.6%)、2級が70人(58.8%)、3級が9人(7.6%)で2級が全体の5割以上を占めています。脳血管障害や脳外傷等が原因の高次脳機能障害や18歳未満の広汎性発達障害者等のみの手帳所持者も対象になっています。

図表-4. 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1級	21	27	48	22	28	50	21	26	47	21	24	45	17	23	40
2級	26	26	52	28	28	56	27	33	60	28	34	62	36	34	70
3級	1	2	3	3	3	6	4	2	6	5	3	8	4	5	9
合計	48	55	103	53	59	112	52	61	113	54	61	115	57	62	119

令和3年3月31日現在(単位:人)

3 障害支援区分別認定者数

障害支援区分認定者数は、平成28年度から令和2年度にかけて大きな変化はみられません。区分3以下では減少傾向にあり、区分4以上では横ばいとなっています。

図表-1. 障害支援区分認定者数の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分1	人数	6人	1人	2人	1人	1人
	構成比	5%	1%	2%	1%	1%
区分2	人数	27人	23人	24人	23人	23人
	構成比	24%	22%	26%	26%	25%
区分3	人数	20人	24人	21人	19人	17人
	構成比	18%	22%	23%	21%	19%
区分4	人数	24人	24人	18人	20人	21人
	構成比	22%	22%	19%	22%	23%
区分5	人数	17人	17人	14人	14人	16人
	構成比	15%	16%	15%	16%	17%
区分6	人数	18人	18人	14人	13人	14人
	構成比	16%	17%	15%	14%	15%
合計	人数	112人	107人	93人	90人	92人
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

令和3年3月31日現在

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）に分けられ、必要とされる支援の度合いに応じて適切な障害福祉サービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、①移動や動作等に関連する項目（12項目）

②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

③意思疎通等に関連する項目（6項目）

④行動障害に関連する項目（34項目）

⑤特別な医療に関する項目（12項目）

の80項目となっており、圏域で設置されている審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

4 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの状況

障がいのある人が安心して自立生活を送るためには、居宅介護などの生活支援は必要不可欠であり、地域生活で自立生活を送るためには、日中活動の場を確保し通所、訓練系サービスの増進が必要になります。

障害福祉サービスの利用者数は各年度で増減はあるものの、全体的には横ばいで推移しています。

図表-1. 訪問系サービスの利用状況（平均利用人数／月、延べ利用日数）

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	12人	13人	14人	16人	15人
	1745日	1870日	1949日	1964日	2008日

令和3年3月31日現在

図表-2. 日中活動系サービスの利用状況（延べ利用日数、平均利用人数／月）

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	11247日／53人	9831日／57人	12042日／58人	11664日／56人	12196日／57人
宿泊型自立訓練	122日／1人	311日／1人	261日／1人	366日／1人	359日／1人
自立訓練(機能訓練)	27日／1人	38日／1人	230日／3人	523日／4人	561日／4人
自立訓練(生活訓練)	539日／4人	309日／3人	69日／1人	270日／1人	269日／1人
就労移行支援	194日／1人	211日／1人	307日／2人	122日／1人	0日／0人
就労継続支援(A型)	1221日／5人	861日／5人	1229日／6人	1053日／5人	1328日／6人
就労継続支援(B型)	6551日／26人	5938日／28人	7899日／33人	8226日／36人	8136日／35人
短期入所	1252日／4人	1320日／5人	1134日／4人	820日／3人	642日／2人
療養介護	3人	3人	4人	3人	3人
放課後デイサービス	881日／9人	1292日／11人	585日／5人	515日／4人	737日／5人
児童発達支援	71日／1人	62日／1人	139日／3人	114日／2人	63日／1人
保育所等訪問支援	-	-	-	19日／1人	37日／2人

令和3年3月31日現在

図表-3. 居住系サービスの利用状況（実人数）

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	35人	34人	29人	33人	35人
施設入所支援	32人	33人	29人	28人	29人
内訳(身体障害者)	8人	11人	9人	7人	8人
内訳(知的障害者)	24人	22人	20人	21人	21人

令和3年3月31日現在



5 難病患者等の状況

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされています。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では障がい者の定義に新たに難病等患者が追加され、障害福祉サービスの対象になりました。

難病のうち国が定めた基準に該当する333疾病（指定難病）に対し、患者の医療費の負担軽減を目的として、その治療に係る医療費の一部を助成しています。

本町の特定医療受給者証交付件数は、令和3年9月30日時点で98件となっています。

図表-1. 疾患別特定医療受給者証交付件数

疾患名	件数	疾患名	件数
球脊髄性筋萎縮症	1	特発性血小板減少性紫斑病	3
筋萎縮性側索硬化症	2	IgA腎症	1
パーキンソン病	16	黄色靭帯骨化症	1
重症筋無力症	4	後縦靭帯骨化症	3
多発性硬化症／視神経脊髄炎	6	後縦靭帯骨化症 パーキンソン病	1
脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	2	広範脊柱管狭窄症	1
もやもや病	3	特発性大腿骨頭壊死症	8
膿疱性乾癬(汎発型)	1	下垂体性ADH分泌異常性	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	下垂体性PRL分泌亢進症	1
悪性関節リウマチ	4	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1
バージャー病	1	下垂体前葉機能低下症	3
全身性エリテマトーデス 特発性大腿骨頭壊死症	1	先天性副腎低形成症	1
全身性エリテマトーデス	2	サルコイドーシス	3
皮膚筋炎／多発性筋炎	1	網膜色素変性症	1
混合性結合組織病	2	原発性胆汁性胆管炎	1
シェーグレン症候群	1	クローン病	5
成人スチル病	2	潰瘍性大腸炎	5
ベーチェット病	3	一次性ネフローゼ症候群	1
特発性拡張型心筋症	1	IgG4関連疾患	1
再生不良性貧血	1	好酸球性副鼻腔炎	1

令和3年9月30日現在（単位：件）

6 地域資源

(1) 障がい者（児）施設および障害福祉サービス事業者

本町に設置されている障がい者（児）施設は、障害者支援施設が1ヶ所となっています。

図表-1. 本町の障害者（児）施設（令和3年11月現在）

施設名	施設種別	所在地	定員
内潟療護園	障害者支援施設	中泊町大字深郷田字甘木120番地2	30人

また、本町の障害福祉サービス提供事業所数は下記のとおりとなっています。

図表-2. 本町の在宅サービス事業所数（令和3年11月現在）

サービス	事業所数	施設名
居宅介護 重度訪問介護	3事業所	内潟療護園ホームヘルプセンター、訪問介護宝森、中泊町社会福祉協議会中里障害者支援事業所
生活介護	3事業所	うちがた工房、障がい者支援施設内潟療護園、デイサービスセンター宝森
施設入所(短期入所含)	1事業所	障がい者支援施設内潟療護園
共同生活	1事業所	グループホーム夢の森
就労継続支援B型	1事業所	夢の森
福祉ホーム	1ヶ所(11人)	障がい者福祉ホームきりん館

(2) 教育環境

本町の小中学校（小学校4・中学校2）に設置されている特別支援学級は、令和2年度で9学級（小学校6、中学校3）、あり、児童・生徒数は9人（児童6、生徒3）となっており、生徒数が増加傾向となっています。

図表-3. 特別支援学級等の状況（令和3年11月現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校数	4	4	4	4	4
学級数	7	5	6	7	6
児童数	7	5	6	7	6
中学校数	2	2	2	2	2
学級数	1	2	2	3	3
生徒数	1	2	2	3	3

第3章 障がい者計画

1 計画の基本方向

(1) 基本理念（障がい者施策における基本的な考え方）

「互いに尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、社会参加のできる」まちづくり

障害者基本法では「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すという考え方につながっています。

このような社会を実現するためには、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、必要なサービスの提供や支援をするとともに、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが重要です。

このことから、本町では「互いに尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、社会参加のできる」まちづくりを基本理念として、福祉にかかる施策、事業を推進してきました。

この理念は新型コロナウイルス感染症の流行や、先行きが不透明な経済情勢のもとでも変わることなく、持続すべきものとして、本計画においても基本理念として掲げ、さらなる施策、事業の推進・充実に取り組みます。

(2) 基本目標と主な取組み

基本理念を実現していくために、本計画においては、下記の4つの基本目標を掲げ、障がいのある人が様々な活動に積極的に参加できる環境を整備し、地域とともに支え合って生活する仕組みづくりを推進し、まちづくりを目指します。

基本目標1 互いを尊重し支え合うまちづくり

障がいのある人が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での視線や様々な場などで感じる差別や偏見、疎外感などです。

平成28年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、地方公共団体等に対し、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されましたが、今なお、障がいのある人に対する差別や偏見、虐待など完全な解消には至っていないのが現状にあります。障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進するためにすべての障がいとその特性についての理解を深めるとともに、障がいのある人の尊厳の保持を図るため「合理的配慮」についての議論を深めながら、障がいのある人を特別視する「社会的障壁」を取り除いていく必要があります。また、障がい者数の増加や障がいの重度化、障がいのある人とその家族の高齢化や家族関係の希薄化が進んでいると考えられることから、成年後見制度など判断能力が不十分な人への支援制度の普及啓発に努め、権利擁護の推進を図ります。

■主要施策

障がいに対する理解・啓発の促進

障がいを理由とする差別の解消・虐待防止

権利擁護の推進

基本目標2 障がい者の地域生活支援の充実したまちづくり

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へ生活の場を移そうする場合も含め、障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続するためには、本人の自己選択・自己決定を最大限に尊重し、より身近な地域での多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実や、障がいのある人等の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、緊急を緊急としない体制構築が必要です。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、在宅やグループホームなどの生活の場、日常的な居場所の確保、精神障がいにも対応した地域包括システムなど、近

隣市町、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の関係機関と連携を強化し、圏域において地域生活支援拠点等の整備を目指します。

また、保健師・看護師等による医療相談や訪問相談により、難病患者やその家族の不安の解消を図るほか、介護や家事等の援助、日常生活用具の給付により、難病患者等の日常生活の支援を行います。

■主要施策

相談支援体制の充実・強化

生活支援サービスの充実

人材の育成と確保

保健・医療の充実

基本目標3 障がい者の自立した生活の確保ができるまちづくり

障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健・福祉・教育等関係機関の連携を強化する必要があります。

また、就労支援については、法令改正による法定雇用率の引き上げや精神障がいのある人が雇用義務対象者に加えられたことを踏まえ、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、障がいのある人の状況に配慮した就労支援に努めるほか、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図り、障がい者雇用の拡大を図る必要があります。また、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのある人の自立した生活を確保します。

■主要施策

療育・教育体制の充実

障害者雇用の促進と就労支援

社会参加・参画の推進

基本目標4 障がい者の安全・安心な暮らしの確保ができるまちづくり

障がいのある人が、建物の階段や段差、道路の段差など物理的な障壁（バリア）により、日常生活や社会参加において不便を感じないように整備に努め、災害時には、関係団体や地域住民などと連携を図りながら、避難支援体制の整備を図るほか安心して避難生活を送れるよう「福祉避難所」を確保します。また、障がいのある人が住み慣れた地域で地域の人とともに生きていくため、障がいのある人も

含めた地域における全体的な支援のネットワークを構築していく必要があります。そして、障がいのある人が自己選択・自己決定により、日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な情報の受け取りやすさに配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進します。

■主要施策

生活・住環境の整備

安全・安心なまちづくりの推進

情報バリアフリー化の推進

2 施策の展開

(1) 基本目標と主な取組み

基本目標1 互いを尊重し支え合うまちづくり

障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのある人の権利擁護の推進を図ります。

主な取組み

(1) 障がいに対する理解・啓発の推進

- 障がい者週間（12月3日～12月9日）に合わせた、「広報なかどまり」、町ホームページへの掲載などによる広報活動を通じ、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。
- 障がいのある人や障がいに対する理解を深めるため、意思疎通の手段である手話講座等を開催し、障がいのある人もない人も共に参加するような機会の充実に努めます。
- ヘルプマークの普及により、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々の意思を伝える機会を増やし、「互いを尊重し支え合うまちづくり」の実現に向けて、様々な取組みを推進します。

(2) 障がいを理由とする差別的な取扱いや虐待の防止・早期発見

- 障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある人からの相談を受ける体制の整備、町民や事業者にむけた法律の趣旨・内容についての広報・啓発事業などの取組みを推進します。
- 障がいのある人やその家族等からの相談等の対応について職員の配慮ある対応に努めます。

(3) 権利擁護の推進

- 虐待は人権を著しく侵害し、個人の尊厳を害する、あってはならない行為であることから、障害福祉サービス事業所に対する実地指導など、虐待の未然防止に向けた取組みを推進するほか、相談支援事業所など関係機関との連携・協力により、速やかに対応できる体制を確保します。
- 障がいのある人とその家族の高齢化が進行するなか、近隣市町と連携して、中核機関の設置や協議の場を設けるなどし、成年後見制度利用のための体制を構築し利用促進を図ります。また、法人後見に取り組む団体の育成や市民後見人の活動支援に向けた体制の整備について検討します。

基本目標 2 障がい者の地域生活支援の充実したまちづくり

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、必要な福祉サービスの情報を提供するなど、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのある人を支援する人材の育成及び確保を図ります。

主な取組み

(1) 相談支援体制の充実・強化

- 障がい者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の情報提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、地域生活に必要な相談支援を行います。また、その相談内容は複雑困難なものも多いことから、福祉課だけでなく、相談支援事業所等の関係機関とも緊密に連携し、必要に応じてケア会議を開催し、役割分担を行いながら相談支援体制の充実・強化に努めます。

(2) 生活支援サービスの充実

- 障がいのある人の在宅生活を支援するため、障がい福祉計画に基づき、居宅介護等の訪問系サービスについては、障がいの種類や障害支援区分に応じた適切なサービスの提供に努めます。
- 障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス、重度の肢体不自由者等への介護、日中の創作活動や生産活動の支援、必要な訓練等の提供、短期間の入所など地域での生活を支援する在宅サービスの提供を図ります。
- 聴覚障害のある人、音声・言語機能障害のある人などの意思疎通に支援が必要な方に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣など障がいの特性に応じた意思疎通支援に努めます。

(3) 人材の育成と確保

- 聴覚障がいのある人、音声・言語機能障がいのある人、視覚障がいのある人などで意思疎通の支援が必要な人のため、手話通訳者や要約筆記者など意思疎通を行う者の確保に努めます。
- サービス等利用計画の対象者が増えていることを踏まえ、多様なニーズに対し総合的にサービスを提供できるように、相談支援の提供体制の量的拡大を図るため相談支援専門員の確保に努めます。

(4) 保健・医療の充実

- 重度の障がいのある人などに対する各種手当の支給や医療費の助成など経済的支援を行います。
- 障がいのある人に対し、障がいの状況や程度に応じた適切な医療と医学的リハビリテーションを住み慣れた地域で提供できる体制を整えるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療のための受診しやすい環境づくりを推進し

ます。

- 乳幼児健診や保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図ります。
- 保健師等の医療相談や訪問相談により、難病患者やその家族の不安の解消を図るほか、介護や家事等の援助、日常生活用具の給付などにより、難病患者等の日常生活の支援を行います。
- 医療的ケアが必要な障がい児や家族が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療・保健・福祉等の関係機関の連携を図り、相談・支援を行います。

基本目標3 障がい者の自立した生活の確保ができるまちづくり

療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。また、障がいのある人の雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのある人の自立した生活を確保します。

主な取組み

(1) 療育・教育体制の充実

- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、保健センターや子育て支援センターなどにおいて子育て相談を行うほか、児童相談所や青森県発達障害者支援センター、福祉、教育等関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのある人からの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。

(2) 障がい者雇用の促進と就労支援

- 障がいのある人の一般就労を促進するため、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス事業所などの関係機関との情報共有、意見交換を行うなど、関係機関と連携しながら事業主に対して障がい者雇用について働きかけを行います。

(3) 社会参加・参画の推進

- 障がい者スポーツの競技力向上を図るため、青森県障害者スポーツ大会など各種スポーツ大会への参加を促進します。
- 障がい者団体に対する様々な支援により、障がいのある人の交流機会の充実を図り、障がいのある人の積極的な社会参加と相互理解の促進を図ります。

基本目標4 障がい者の安全・安心な暮らしの確保ができるまちづくり

障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の推進を図ります。また、障がいの特性に配慮した情報の提供を図ります。

主な取組み

(1) 生活・住環境の整備

- 道路段差等の危険か所の把握に努めるとともに、段差が確認された場合は随時その解消に努めるなど、歩行空間等の整備を推進します。
- 障がいのある人への配慮はもとより、障がいの有無を問わず子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して暮らすことができる安全・安心のまちづくりの視点に立って、民間も含めたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

- 災害時に備え、避難支援者や自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域の避難支援等関係者や消防・管轄警察署など関係機関と連携し、避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導などの避難支援体制の充実を図ります。
- 地域において、支援が必要な人を支えるため、共助によるネットワークの構築を進めるとともに、医療・福祉の事業所や社会福祉法人などの協力を求め、様々な地域の資源との連携を図ります。

(3) 情報バリアフリー化の推進

- 障がいのある人への福祉等に関する必要な情報提供において、障がいのある人の情報の受け取りやすさに配慮した、障がいの特性に応じた情報提供を推進します。

付属資料

参考資料 1

○中泊町地域福祉施策推進協議会設置要綱

平成28年9月21日

告示第92号

(設置)

第1条 中泊町地域福祉計画の策定及び障害者、高齢者、子ども・子育て等の関連する各計画を策定するため、また、中泊町の地域福祉全般の施策推進に関し、重要な事項について協議するため中泊町地域福祉施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議等を行う。

- (1) 障害者差別解消支援に関すること。
- (2) 障害者計画の策定に関すること。
- (3) 障害者福祉計画の策定に関すること。
- (4) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (6) 老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (7) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (8) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (9) 地域の社会資源の開発及び強化に関すること。
- (10) その他協議会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 協議会は、委員27名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会代表者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 身体障害者福祉団体関係者
- (4) 社会福祉事業関係者
- (5) 保健・医療関係者

- (6) 教育関係者
- (7) 子ども関係団体関係者
- (8) 関係行政職員
- (9) その他町長が必要と認めた者

- 3 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員がその本来の職を失ったときは、前2項の規定にかかわらず、その職を失う。
- 6 協議会に、次の部会を置く。
 - (1) 地域福祉、高齢・障害者支援部会
 - (2) 子ども・子育て支援部会(会長・部会長)

第4条 協議会に会長及び部会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会委員の互選により選任する。
- 6 部会長は、部会務を総理し、部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(費用の弁償)

第7条 委員及び関係者が会議に出席した場合においては、中泊町報酬及び費用弁償に關す

る条例(平成17年中泊町条例33号)の規定に準じて報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、町長が招集する。
- 3 中泊町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年中泊町告示第10号)及び中泊町老人福祉計画及び介護保険事業計画設置要綱(平成17年中泊町告示第29号)の設置事項を第3条第6項第1号地域福祉、高齢・障害者支援部会が兼ねることができる。
- 4 中泊町子ども・子育て会議条例(平成25年中泊町条例第23号)の設置事項を第3条第6項第2号子ども・子育て支援部会が兼ねることができる。

参考資料 2

中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会名簿

中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会

選 出 区 分	職 名	氏 名
町議会議員	産業福祉常任委員会委員長	秋田 博
社会福祉関係団体	民生・児童委員協議会会長	川島久幸
	老人クラブ連合会会長	中村盛江
身体障害者団体	身体障害者福祉会 会長	對馬てみ
社会福祉事業関係者	内湯療護園 園長	野上一幸
	包括支援センター所長	對馬勝子
	社会福祉協議会事務局長	白川佳子
	静和園 園長	今 忠
保健・医療関係者	中泊おの医院 院長	小野裕明
教育関係者	町校長会会長	長谷川 吏香子
町行政職員	町民課長	三上康栄
一般町民	一般町民	磯野とし子